

京極町告示第34号

令和7・8年度における競争入札参加資格審査申請について

地方自治法施工令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7年度及び同8年度において、京極町が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント等、令和7年度においては、物品の購入等、物品の賃貸借及びその他業務（役務の提供）に係る競争入札に参加しようとするものに必要な資格及び資格審査の申請等について別紙のとおり定める。

令和6年12月9日

京極町長 佐古岡 秀 徳

